

NO.	基原物質名	英名	表示のための 別名	具体的原料名 (使用している ものは全て記入)	基原物質毎の 合計使用量 (kg)
602	ローズマリー	Rosemary	マンネンロウ	—	6.00
603	ロベージ	Lovage		—	1.00
603	ロベージ	Lovage		—	0.01
603	ロベージ	Lovage		—	2.34
603	ロベージ	Lovage		—	2.01
603	ロベージ	Lovage		Lovage	0.19
603	ロベージ	Lovage		—	0.04
603	ロベージ	Lovage		—	0.09
603	ロベージ	Lovage		—	0.01未満
603	ロベージ	Lovage		—	0.01
603	ロベージ	Lovage		—	0.09
603	ロベージ	Lovage		—	0.02
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	0.40
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	12.00
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	2.71
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	1.84
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	ペイローレル	0.15
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	20.20
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	0.37
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	Laurel	1.74
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	0.08
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	10.16
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	28.70
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	1.00
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	0.06
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	0.11
604	ローレル	Laurel	ゲッケイジュ	—	0.04
609	ワームウッド	Wormwood	ニガヨモギ	—	74.00
609	ワームウッド	Wormwood	ニガヨモギ	—	1.44
609	ワームウッド	Wormwood	ニガヨモギ	—	0.67
609	ワームウッド	Wormwood	ニガヨモギ	—	0.10
609	ワームウッド	Wormwood	ニガヨモギ	Wormwood Oil	5.00
609	ワームウッド	Wormwood	ニガヨモギ	—	4.00
609	ワームウッド	Wormwood	ニガヨモギ	—	68.00
609	ワームウッド	Wormwood	ニガヨモギ	—	0.80
610	ワームシード	Wormseed		—	0.13
702	カブレバ	Cabreuva		—	0.53
703	カンディア	Candeia		—	1.40
801	アルピニア マラッケ ンシス	Alpinia Malaccensis			0.01
802	カラメル	Caramel			2,860.00

平成26年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）

「食品添加物の規格試験法の向上及び摂取量推定等に関する研究」

分担研究

「食品添加物規格試験法の向上と使用実態の把握等」

生産量統計調査を基にした
食品添加物摂取量の推定に関わる研究
指定添加物品目
(第11回平成26年度報告)

平成27年3月

研究分担者

佐藤 恭子

(国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室長)

「生産量統計調査を基にした食品添加物摂取量の推定に関わる研究」グループ

グループリーダー

西島 基弘 (実践女子大学名誉教授)

研究業務委任受託

上田 要一 ((一社)日本食品添加物協会)

目次

まえがき	1
1. 調査方法とその結果	5
2. 資料	
資料 I 調査資料一式	7
3. 集計	
集計 1 食品添加物用途別 食品添加物名と全出荷量、純食品向け出荷量、 輸出量調べ	27
集計 2 食品添加物品目別 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、 輸出量調べ	41

まえがき

[経過]

指定添加物にあつては品目ごとに原則としてその許容一日摂取量（ADI）が検討評価されている。したがって、各添加物ごとに日本人の一人あたり一日実摂取量の実態を把握しておくことが衛生管理上求められている。

化学品や医薬品は統計法にもとづく指定統計として製造等事業所へのアンケートによって生産量等がまとめられている。しかしながら、食品添加物は対象に指定されておらず、規制の緩和化時代であり、新たな指定統計申請も困難であった。そこで、「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定」にかかわる厚生労働科学研究（前厚生科学研究）が昭和57年度厚生省環境衛生局食品化学課によって始められた。本調査は、我が国における指定添加物の製造・輸入業者を対象に一定年次における品目別生産量を調査する方式で、添加物品目ごとの一人一日摂取量を把握しようとするものである

第1回調査は57、58年度に行われ、昭和59年度（昭和60年3月31日付）に集計結果の解析による食品添加物別1日摂取量を含む総括調査報告書がまとめられている。第2回は昭和62年度を調査1年目とし平成元年度に総括調査報告書がまとめられ、以降3年毎に繰り返され平成25年度にその第10回総括調査報告書がまとめられている。

今回の平成26年度レポートは、平成28年度を最終総括年とする標題の調査研究の1年目、企業アンケート調査結果を整理・集計化したものである。したがって数値の確認調査などを行っていないので、品目によっては粗データが含まれており、本レポートを利用される場合に留意をお願いする。

[本レポートの調査]

調査は原則として3年間を1クールとして行われてきている。表1-1のごとく、平成25年度に第10回目の実態把握をまとめ、平成26年度から同28年度にかけて第11回目の調査を行う、その初年度のものである。すなわち、わが国における指定添加物についてその製造・輸入事業者を対象に自社における平成25年度の年間の食品添加物グレードの取扱い量について、その製造・輸入別数量および年間の純食品用向けに出荷した数量、その他輸出货量等についてアンケート調査を行い、まず初年度これを集計化したものである。

次年度にはアンケート個票ならびに、その集計表を点検して、記入不備・記入値等疑問事業所を抽出してTel・Fax・メール照会等を行い、集計化向上と精密化を期した再調査を実行する。

次々年度には、整備された再集計データに基づき調査研究班の集中的作業によって品目毎数値につき、貿易統計などにより明らかになる添加物の荷動き、業界誌見積もり、出荷数値、食品産業関係の加工食品生産統計値などの各種統計と照合しながら、精緻化する。

その際には、食品添加物グレードに出荷された量が流通上、医薬品、化粧品またはプラスチック添加物に使用される例がきわめて多いことも考慮する。こうして得られた数値を国民1人あたり1日摂取量を3年毎の総括調査報告書に、査定の理由付け解説と共に一括まとめることとなる。

一方、既存添加物については、平成12年から調査を開始した。第11回指定添加物調査のクールにおいても、既存添加物についての生産量データ蓄積の立場から6回目の調査を予定している。即ち前回と同様、次年度の2年目：アンケート調査、3年目：2年目の未報告企業、疑問回答企業、報告不備企業に対しましては再アンケート、名称と物質の相関量が解るものについてはTel・Fax・メール照会等による確認作業をおこない集計し直し、指定添加物と同時に報告書とする予定である。既存添加物については調査研究班の自主的調査として指定添加物と同様な調査を行い、レポート化してきているので、表1-1中で併行調査と記した。

表1-1 生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定研究班
報告書作成作業年表

西 暦 年	日本暦 年	指定添加物調査	併行調査(既存添加物)
1982	昭和 57	第1回アンケート調査	
83	58	同調査継続・疑問確認調査	
84	59	疑問確認。レポート作成化解析年度 第1回報告書(昭和60年3月末)	食品企業添加物使用調査 同調査継続
85	60		同調査継続 集計案作成年度
86	61		報告書
87	62	第2回アンケート調査	
88	63	再精密調査	
89	平成 1	レポート作成化解析年度 第2回報告書(平成2年3月末)	
90	2	第3回アンケート調査	
91	3	再精密調査	
92	4	レポート作成化解析年度 第3回報告書(平成5年3月末)	
93	5	第4回アンケート調査	天然添加物生産アンケート
94	6	再精密調査	天然添加物集計報告書
95	7	レポート作成化解析年度 第4回報告書(平成8年3月末)	(平成7年度3月末)
96	8	第5回アンケート調査	

97	9	再精密調査	
98	10	レポート作成化解析年度 第5回報告書(平成11年度3月末)	
99	11	第6回アンケート調査	
2000	12	再精密調査	第1回既存添加物生産アンケート
01	13	レポート作成化解析 第6回報告書(平成14年3月末)	再精密調査。 第1回報告書(平成14年3月末)
02	14	第7回アンケート	
03	15	再精密調査	第2回既存添加物生産アンケート
04	16	レポート作成化解析 第7回報告書(平成17年3月末)	再精密調査 第2回既報告書(平成17年3月末)
05	17	第8回アンケート	
06	18	再精密調査	第3回既存添加物生産アンケート
07	19	レポート作成化解析 第8回報告書(平成20年3月末)	再精密調査 第3回報告書(平成20年3月末)
08	20	第9回アンケート	
09	21	再精密調査	第4回既存添加物アンケート
10	22	レポート作成化解析 第9回報告書(平成23年3月末)	再精密調査 第4回報告書(平成23年3月)
11	23	第10回アンケート	
12	24	再精密調査	第5回既存添加物アンケート
13	25	レポート作成化解析年度 第10回報告書(平成26年3月末)	再精密調査 第5回報告書(平成26年3月)
14	26	第11回アンケート調査	
15	27	再精密調査	第6回既存添加物アンケート
16	28	レポート作成化解析年度 第11回報告書(平成29年3月末予定)	再精密調査 第6回報告書(平成29年3月末予定)

(記) 本調査研究は年度作業として行われている。したがってレポート作成化作業は前年から行われ翌年3月31日付報告書作成年となる。

本調査研究の報告書は昭和57年開始時には、藤井正美前神戸大学薬学部教授をリーダーとして、(一社)日本食品添加物協会内に組織された研究グループによって運営、推進された。現在は、西島基弘実践女子大学名誉教授をリーダーとして調査、研究が行われている。

生産量統計調査を基にした食品添加物摂取に関わる研究グループ（平成27年3月現在）

リーダー	西島 基弘	実践女子大学 名誉教授	
グループ員・研究事務委任受託者			
	上田 要一	（一社）日本食品添加物協会	専務理事
グループ員	森 将人	（一社）日本食品添加物協会	常務理事・技術委員長
同	脊黒 勝也	（一社）日本食品添加物協会	常務理事・安全性委員長
同	伊藤 澄夫	（一社）日本食品添加物協会	技術委員
同	斎藤 知明	（一社）日本食品添加物協会	技術委員
同	坂井 昭浩	（一社）日本食品添加物協会	技術委員
同	西山 浩司	（一社）日本食品添加物協会	技術委員
同	増山 剛	（一社）日本食品添加物協会	技術委員
同	山田 隆	（一社）日本食品添加物協会	顧問
同	高橋 仁一	（一社）日本食品添加物協会	顧問
同	平川 忠	（一社）日本食品添加物協会	特任アドバイザー
同	岡野 秀夫	（一社）日本食品添加物協会	事務長

以 上

1. 調査方法とその結果

本食品添加物生産・流通調査は、日本国内の食品添加物製造所に調査表を送付し食品添加物原体（食品添加物の文字が表示されていて出荷されるもの、自家消費されたもの）の種類・生産・販売・使用についての量的調査である。

本調査では、指定添加物（食品衛生法施行規則 別表第1に掲げられている添加物）について平成25年度の生産・販売・使用を対象に調査を行った。

この指定添加物を対象とした調査は昭和59年第1回報告を行って以来、第2回を除き、毎年3年毎に行われ、今回は第11回の調査となる。

1. 平成26年度調査

(1) 調査法 アンケート方式（資料Ⅰ：送付調査資料一式）

(2) 調査対象年度 平成25年度

(3) 調査対象 指定添加物438品目

(4) 調査内容

調査票Ⅰでは、製造及び輸入した品目名を調査する。

調査票Ⅱでは、調査事項Ⅰで製造量及び輸入量を記入して、総供給量を調査し、調査事項Ⅱで食品向け、輸出量及び食品以外の用途別に記入して、総出荷量を調査する。

(5) 調査対象製造所

前回までの調査と同様に、平成12年に厚生省生活衛生局食品化学課が調査を実施し作成した「食品添加物製造（輸入）業者名簿」（平成12年1月現在）をもとに、その後の調査により追加、削除された（一社）日本食品添加物協会作成のリストを使用し、指定添加物の製造または輸入の営業の申請を行っている業者の全製造所を対象とした。

なお、今回の調査（第11回）では、従来の対象業者に、新規の協会の書籍購入業者、協会の相談コーナー利用業者および食品衛生管理者講習会受講業者等の中から、新たに本調査の対象業者を選んで、調査対象業者の裾野の拡大に努めた。一方で、過去3回の調査時に「食品添加物を製造・輸入せず、今後も予定がない」と回答した事業者を吟味し、適宜除外した。

今回の送付先は653事業者（前回は689事業者）である。

2. 調査表回収結果

(1) 回収率の比較 (%)

	第3回 (平成元年対象)	第4回 (平成4年対象)	第5回 (平成7年対象)	第6回 (平成10年対象)
回収率	89.3	90.8	90.4	89.0
	第7回 (平成13年対象)	第8回 (平成16年対象)	第9回 (平成19年対象)	第10回 (平成22年対象)
回収率	86.2	80.4	80.7	82.1

過去の調査票の最終回収成績は上記の通りであるが、今回は初年度の第1次調査で73.7%の回収率を挙げていて、前回の初年度の水準(74.1%)と同等であった。来年度実施する予定の追加調査により、最終的には前回を上回る回収率を目指したい。

3. 調査票の課題への対応

今回も従来の調査票を見直して、調査票回答者にとっての「分かり易さ」と「回答作業の効率化が」図れるように留意した。結果として第1次調査での高回答率維持に反映されたものと見ている。

4. 調査結果

回収された調査票もとにデータをコンピュータ入力し集計を行い下記の集計票を作成した。

集計1 食品添加物用途別 品目名と全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

集計2 食品添加物品目名別 製造会社数、全出荷量、純食品向け出荷量、輸出量調べ

回収した調査票を1次集計したうえで、研究グループ会議を開催し、第10回までの調査結果その他の情報から、再調査、精密調査をすべき対象の企業の摘出を行う。

これらが、単なる回答忘れなのか、OEM、製造の国外化、あるいは、事業終了が原因なのかについて、次年度の電話の聞き取り調査等で、明らかにしてゆく。

また、輸入加工食品からの食品添加物の摂取量については、第10回に続いて、加工食品ごとの輸入実績に食品添加物の標準的な配合量を掛け合わせ、添加物ごとに足し合わせる方法で推定を行う。

加えて、既存添加物についての第6回目の摂取量推定のためのアンケート調査を実施する。

以上

2. 資料

資料 I 調查資料一式

平成26年8月

指定添加物製造量・輸入量調査 資料一覧

この封筒には下記の資料等が同封されておりますのでご確認下さい。
もし不足のある場合には、恐縮ですが、下記にご照会下さい。

(1) 同封資料等

- 資料1. 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 挨拶
- 資料2. 指定添加物製造量・輸入量調査要領
- 資料3. 調査票Ⅰ記入要領
- 資料4. 調査票Ⅰ
- 資料5. 調査票Ⅱ記入要領
- 資料6. 調査票Ⅱ
- その他. 返信用封筒

(2) 貴社の企業番号

*封筒の宛名シールに記載されている企業番号とご照合下さい。

(3) 照会先：

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町4-9

小伝馬町新日本橋ビルディング6階

一般社団法人日本食品添加物協会 (担当 上田、森)

Tel: 03-3667-8311

Fax: 03-3667-2860

e-mail: seisan1982JAFA@jafaa.or.jp

本調査票の宛名となっている方が異動等でご不在の場合には、業務を継承された方がご対応頂きますようお願いいたします。

平成 26 年 8 月

各位

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
長谷部 和久

指定添加物の生産量統計調査（第 11 回）へのご協力要請の件

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、食品衛生行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、近年の食生活の多様化、食品流通のグローバル化などを背景として、食品の安全に対する国民の関心は、非常に高いものがあり、厚生労働省としても食の安全を確保すべく、科学的知見に基づき取り組んでいるところです。このため、食品添加物の生産、流通、使用についてその状況を正確に把握することは食品衛生行政上極めて重要なことと考えております。

「食品添加物の規格試験法の向上及び摂取量推定等に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業））では、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室 佐藤恭子室長を分担研究者として、分担研究「食品添加物規格試験法の向上と使用実態の把握等」の中で「食品添加物の生産量統計調査を基にした摂取量の推定に関わる研究」を進めています。本研究を推進するために、昭和 59 年度以降、3 年ごとに、食品添加物製造・輸入事業者を対象に指定添加物（食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げられている添加物）の製造量・輸入量について調査を行ってまいりました。前回の調査においても、全国約 680 食品添加物製造・輸入事業者のうち 80% を超える方々の御協力をいただき、調査結果を踏まえ、当該調査年度における指定添加物の品目ごとの食品への使用量と一人あたり一日摂取量を算出することができました。

今般、平成 26 年度においても指定添加物使用量、摂取量を把握する目的で、指定添加物の製造量・輸入量について調査を実施することとしております。今後、同研究班より調査票を送付させていただくこととしておりますので、本調査の趣旨を御理解のうえ、是非とも御協力いただきますようお願い致します。

敬具

指定添加物製造量・輸入量調査要領

本調査は、平成26年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業)「食品添加物の規格試験法の向上及び摂取量推定等に関する研究」における分担研究の中で、「食品添加物の生産量統計調査を基にした摂取量の推定に関わる研究」として実施するものであり、西島基弘実践女子大学名誉教授をリーダーとして、一般社団法人日本食品添加物協会内に組織された研究班によって行われます。なお、指定添加物ごとの集計値をもとに算出された一人あたり一日摂取量は行政機関のホームページ(国立医薬品食品衛生研究所HP)で公表を予定していますが、記入される事項が企業別に公表されることはありません。また、調査票は所定の整理終了後、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課が回収いたします。

1. はじめに

本調査は、食品添加物製造・輸入事業者を対象として、指定添加物(食品衛生法施行規則別表第1に掲げられている添加物)について1年間の製造量・輸入量を調査することにより、指定添加物の食品への使用量と一人あたり一日摂取量を算出することを目的としております。

本調査は3年おきに実施しており、今回は11回目の調査となります。前回の調査において、製造・輸入実績のある食品添加物製造・輸入事業者方々を中心に調査を行うこととしております。

なお、ご回答がない場合は、貴社製造・輸入品目について、日本における生産・流通実態の確認ができず、指定添加物から削除される可能性も考えられますので、ご注意ください。

関係各位の格別の御協力をお願い申し上げます。

2. 調査対象

本調査は食品衛生法施行規則別表第1に記載されている指定添加物であり、以下に該当するものを対象としております。

- (1) 原体として製造・輸入されたもののうち、
 - ① [食品添加物]の文字を表示し出荷したもの(国内食品添加物製造・輸入業者から購入し、小分け、または添加物製剤の製造を行う場合を除く。)
 - ② 添加物製剤または食品の製造の目的で自家使用したもの
- (2) 食品添加物製剤として輸入したもの

3. 調査の対象期間

平成25年4月から平成26年3月までの1年間と致します。貴社の事業年度がこれと異なる場合は、平成25年4月1日を含む1年間としていただいても結構です。

4. 調査票の記入方法

「調査票Ⅰ」、「調査票Ⅱ」は、それぞれの記入要領に従って記入して下さい。回答に際しては、製造所ごとでなく、全社分を本社などで取りまとめて提出していただくようお願いいたします。

5. 今回の調査に該当しない場合

この調査の目的は製造量・輸入量（製造及び輸入によって国内に供給される量）の把握ですので、対象期間中に2.の調査対象に該当する品目の取り扱いがない場合は、[1]～[8]を記入した「調査票Ⅰ」のみご返送いただきますようお願いいたします。[8]については、「今期間は該当しない」または「今後も該当しない」欄に○印を記入し、「今後も該当しない」欄に○印した場合はその理由であてはまる項目に○印を記入して下さい。

6. 回答期限

「調査票Ⅰ」、「調査票Ⅱ」は 平成26年10月10日迄に 同封の返信用封筒を使用して、下記までご返送いただきますようお願いいたします。

お手数ですが、返信用封筒に貴社の企業番号を記入して下さい。

(回答送付先) 〒100-8782

日本郵便株銀座郵便局JPタワー内分室 郵便私書箱 第2031号
(JAF A)

厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課

7. お問い合わせについて

回答に際し、不明な点、疑問な点があれば、下記までご照会下さい。

(照会先) 〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町4-9

小伝馬町新日本橋ビルディング 6階

一般社団法人日本食品添加物協会 (担当 上田、森)

TEL: 03-3667-8311 FAX: 03-3667-2860

e-mail: seisan1982JAF A@jafaa.or.jp

以上

調査票Ⅰ 記入要領

調査票Ⅰは、指定添加物名（食品衛生法施行規則別表第1に記載された食品添加物品名）に番号を付けた一覧表です。本調査の趣旨でいう食品添加物原体は、この一覧表のいずれかの品名に該当します。各欄の該当するところに○印を付して下さい。

本調査の調査対象期間は、平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）としますが、貴社の会計年度が異なるときには、平成25年4月1日を含む年度を対象期間として下さい。

- [1] 資料一覧（表紙）に記載されている貴社の「企業番号」を記入して下さい。本社で各製造所の分もまとめられたときには、各製造所の企業番号も欄外に記入して下さい。
- [2]、[3] 貴社名、所在地を記入して下さい。
- [4]、[5]、[6]、[7] 本調査票をご記入頂いたご担当者の連絡先を記入して下さい。
- [8] すべての食品添加物品目について、対象期間中に製造も輸入もしていない場合、「今期間は該当しない」または「今後も該当しない」欄に○印を記入して下さい。「今後も該当しない」欄に○印した場合はその理由であてはまる項目に○印を記入して下さい。

① 製造 : 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

1. 貴社で、合成品原料、食品添加物（新たな食品添加物原体を製造するための原料として使用するものに限る。）または天然物原料を使用し、合成、培養、抽出、精製などの操作を加え、規格基準に適合する食品添加物原体として製造している食品添加物原体
2. 貴社で、化学薬品を購入して、貴社で規格基準に適合する食品添加物原体としている食品添加物原体

② 輸入 : 下記のいずれかに該当するときは、○印を付して下さい。

1. 貴社で、日本で指定されている食品添加物原体として輸入している食品添加物原体
2. 貴社で、輸入している食品添加物製剤中に配合されている食品添加物原体

その他 :

1. 「換算基準」欄に換算に関する記載がある食品添加物は、調査票Ⅱの調査事項の数量をご記入の際、ご留意いただきたい食品添加物で、その際には、調査票Ⅱ記入要領をご覧ください。
2. 「品目」欄に*印、**印、*3印が付された食品添加物は、調査票Ⅱの調査事項の数量をご記入の際、ご留意いただきたい食品添加物で、その際には、調査票Ⅱ記入要領をご覧ください。
3. 加工デンプン11品目は、食品扱いのものが食品添加物として指定されましたが、記入するものは、[食品添加物]と表示されたものに限りません。食品扱いの加工デンプンは含みません。

以上

資料 4

[1]企業番号 ※				[2]企業名	[3]所在地 〒
[4]所属部署名			[5]担当者名	[6]電話番号： ()	[7]Eメールアドレス：

※資料一覧（表紙）の「企業番号」を記入して下さい。

[8]	今期間は該当しない		元々製造・輸入はしているが、今回の調査期間にはなかった。
	今後も該当しない		理由（・元々対象外だった ・生産を止めた ・その他（ ））

調 査 票 I

No.	品 名	換算基準	①製造	②輸入
1-1	亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛）			
1-2	亜鉛塩類（硫酸亜鉛）			
2	亜塩素酸水			
3	亜塩素酸ナトリウム	70%		
4	亜酸化窒素			
5	アジピン酸			
6	亜硝酸ナトリウム			
7	L-アスコルビン酸			
8	L-アスコルビン酸カルシウム			
9	L-アスコルビン酸2-グルコシド			
10	L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル			
11	L-アスコルビン酸ナトリウム			
12	L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル			
13	L-アスパラギン酸ナトリウム			
14	アスパルテーム			
15	アセスルファムカリウム			
16	アセチル化アジピン酸架橋デンプン			
17	アセチル化酸化デンプン			
18	アセチル化リン酸架橋デンプン			
19	アセトアルデヒド			
20	アセト酢酸エチル			
21	アセトフェノン			
22	アセトン			
23	アゾキシストロビン			
24	アニスアルデヒド			
25	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物			
26	アミルアルコール			
27	α-アミルシンナムアルデヒド			
28	D,L-アラニン			
29	亜硫酸ナトリウム	無水物		
30	L-アルギニンL-グルタミン酸塩			
31	アルギン酸アンモニウム			
32	アルギン酸カリウム			
33	アルギン酸カルシウム			
34	アルギン酸ナトリウム			
35	アルギン酸プロピレングリコールエステル			
36	安息香酸			
37	安息香酸ナトリウム			
38	アントラニル酸メチル			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
39	アンモニア			
40	イオン			
41	イオン交換樹脂			
42	イソアミルアルコール			
43	イソオイゲノール			
44	イソ吉草酸イソアミル			
45	イソ吉草酸エチル			
46	イソキノリン			
47	イソチオシアネート類			
48	イソチオシアン酸アリル			
49	イソバレルアルデヒド			
50	イソブタノール			
51	イソブチルアルデヒド			
52	イソプロパノール			
53	イソペンチルアミン			
54	L-イソロイシン			
55	5'-イノシン酸二ナトリウム			
56	イマザリル			
57	インドール及びその誘導体			
58	5'-ウリジル酸二ナトリウム			
59	γ-ウンデカラクトン			
60	エステルガム			
61	エステル類			
62	2-エチル-3, 5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3, 6-ジメチルピラジンの混合物			
63	エチルバニリン			
64	2-エチルピラジン			
65	3-エチルピリジン			
66	2-エチル-3-メチルピラジン			
67	2-エチル-5-メチルピラジン			
68	2-エチル-6-メチルピラジン			
69	5-エチル-2-メチルピリジン			
70	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム			
71	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム			
72	エーテル類			
73	エリソルビン酸			
74	エリソルビン酸ナトリウム			
75	エルゴカルシフェロール			
76	塩化アンモニウム			
77	塩化カリウム			
78	塩化カルシウム	無水物		
79	塩化第二鉄			
80	塩化マグネシウム			
81	塩酸			
82	オイゲノール			
83	オクタナール			
84	オクタン酸エチル			
85	オクテニルコハク酸デンプンナトリウム			
86-1	オルトフェニルフェノール			
86-2	オルトフェニルフェノールナトリウム			
87	オレイン酸ナトリウム			
88	過酸化水素			
89	過酸化ベンゾイル			
90	カゼインナトリウム			
91	過硫酸アンモニウム			
92	カルボキシメチルセルロースカルシウム			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
93	カルボキシメチルセルロースナトリウム			
94	β-カロテン			
95	ギ酸イソアミル			
96	ギ酸ゲラニル			
97	ギ酸シトロネリル			
98	キシリトール			
99	5'-グアニル酸二ナトリウム			
100	クエン酸	無水物		
101	クエン酸イソプロピル			
102-1	クエン酸一カリウム			
102-2	クエン酸三カリウム			
103	クエン酸カルシウム			
104	クエン酸第一鉄ナトリウム			
105	クエン酸鉄			
106	クエン酸鉄アンモニウム			
107	クエン酸三ナトリウム	無水物		
108	グリシン			
109	グリセリン			
110	グリセリン脂肪酸エステル			
111	グリセリン酸カルシウム			
112	グリチルリチン酸二ナトリウム			
113	グルコノデルタラクトン			
114	グルコン酸			
115	グルコン酸カリウム			
116	グルコン酸カルシウム			
117	グルコン酸第一鉄			
118	グルコン酸ナトリウム			
119	L-グルタミン酸			
120	L-グルタミン酸アンモニウム			
121	L-グルタミン酸カリウム			
122	L-グルタミン酸カルシウム			
123	L-グルタミン酸ナトリウム			
124	L-グルタミン酸マグネシウム			
125	ケイ酸カルシウム			
126	ケイ酸マグネシウム			
127	ケイ皮酸			
128	ケイ皮酸エチル			
129	ケイ皮酸メチル			
130	ケトン類			
131	グラニオール			
132	高度サラシ粉	有効塩素 60%		
133	コハク酸			
134	コハク酸一ナトリウム			
135	コハク酸二ナトリウム	無水物		
136	コレカルシフェロール			
137	コンドロイチン硫酸ナトリウム			
138	酢酸イソアミル			
139	酢酸エチル			
140	酢酸カルシウム			
141	酢酸ゲラニル			
142	酢酸シクロヘキシル			
143	酢酸シトロネリル			
144	酢酸シンナミル			
145	酢酸テルピニル			
146	酢酸デンプン			
147	酢酸ナトリウム			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
148	酢酸ビニル樹脂			
149	酢酸フェネチル			
150	酢酸ブチル			
151	酢酸ベンジル			
152	酢酸1-メンチル			
153	酢酸リナリル			
154	サッカリン			
155	サッカリンカルシウム			
156	サッカリンナトリウム	無水物		
157	サリチル酸メチル			
158	酸化カルシウム			
159	酸化デンプン			
160	酸化マグネシウム			
161	三酸化鉄			
162	次亜塩素酸水			
163	次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素 4%		
164	次亜硫酸ナトリウム	85%		
165	2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン			
166	シクロヘキシルプロピオン酸アリル			
167	L-システイン塩酸塩			
168	5'-シチジル酸二ナトリウム			
169	シトラール			
170	シトロネラール			
171	シトロネロール			
172	1, 8-シネオール			
173	ジフェニル			
174	ジブチルヒドロキシトルエン			
175	ジベンゾイルチアミン			
176	ジベンゾイルチアミン塩酸塩			
177	脂肪酸類			
178	脂肪酸高級アルコール類			
179	脂肪酸高級アルデヒド類			
180	脂肪酸高級炭化水素類			
181	2, 3-ジメチルピラジン			
182	2, 5-ジメチルピラジン			
183	2, 6-ジメチルピラジン			
184	2, 6-ジメチルピリジン			
185	シュウ酸			
186	臭素酸カリウム			
187	D L-酒石酸			
188	L-酒石酸			
189	D L-酒石酸水素カリウム			
190	L-酒石酸水素カリウム			
191	D L-酒石酸ナトリウム			
192	L-酒石酸ナトリウム			
193	硝酸カリウム			
194	硝酸ナトリウム			
195	食用赤色2号			
195-2	食用赤色2号アルミニウムレーキ			
196	食用赤色3号			
196-2	食用赤色3号アルミニウムレーキ			
197	食用赤色40号			
197-2	食用赤色40号アルミニウムレーキ			
198	食用赤色102号			
199	食用赤色104号			
200	食用赤色105号			

No.	品名	換算基準	①製造	②輸入
201	食用赤色106号			
202	食用黄色4号			
202-2	食用黄色4号アルミニウムレーキ			
203	食用黄色5号			
203-2	食用黄色5号アルミニウムレーキ			
204	食用緑色3号			
204-2	食用緑色3号アルミニウムレーキ			
205	食用青色1号			
205-2	食用青色1号アルミニウムレーキ			
206	食用青色2号			
206-2	食用青色2号アルミニウムレーキ			
207	シヨ糖脂肪酸エステル			
208	シリコーン樹脂			
209	シンナミルアルコール			
210	シナナムアルデヒド			
211	水酸化カリウム *	*		
212	水酸化カルシウム			
213	水酸化ナトリウム *	*		
214	水酸化マグネシウム			
215	スクラロース			
216	ステアリン酸カルシウム			
217	ステアリン酸マグネシウム			
218	ステアロイル乳酸カルシウム			
219	ステアロイル乳酸ナトリウム			
220	ソルビタン脂肪酸エステル			
221	D-ソルビトール *	*		
222	ソルビン酸			
223	ソルビン酸カリウム			
224	ソルビン酸カルシウム			
225	炭酸アンモニウム			
226	炭酸カリウム (無水)			
227	炭酸カルシウム			
228	炭酸水素アンモニウム			
229	炭酸水素ナトリウム			
230	炭酸ナトリウム			
231	炭酸マグネシウム			
232	チアベンダゾール			
233	チアミン塩酸塩			
234	チアミン硝酸塩			
235	チアミンセチル硫酸塩			
236	チアミンチオシアン酸塩			
237	チアミンナフタレン-1, 5-ジスルホン酸塩			
238	チアミンラウリル硫酸塩			
239	チオエーテル類			
240	チオール類			
241	L-テアニン			
242	デカナール			
243	デカノール			
244	デカン酸エチル			
245	鉄クロロフィリンナトリウム			
246	5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン			
247	2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジン			
248	デヒドロ酢酸ナトリウム			
249	テルピネオール			
250	テルペン系炭化水素類			
251	デンプングリコール酸ナトリウム			